

## 届出制手数料の変更（事前届出）

【提出様式】	提出部数	
	原本	コピー
① 届出手数料変更届出書（様式3号）	1	2
【添付書類】		
① 手数料表	1	1
【手数料】	○ なし	
【提出先】	○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局	

## 取扱職種又は取扱地域の変更

【提出様式】	提出部数	
	原本	コピー
① 職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
【添付書類】	○ なし	
【提出期限】	○ 変更後10日以内	
【手数料】	○ なし	
【提出先】	○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局	

## 国外にわたる職業紹介を行う場合（許可取得後に追加する場合）

【提出様式】	提出部数	
	原本	コピー
① 職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
【添付書類】		
【取次機関（業務提携先企業）を利用しない場合】		
① 相手先国の関係法令（職業安定法や労働関係法等（公用語））とその日本語訳（相手国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみで可）		2
② 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（外国語で記載されている場合はその日本語訳も併せて添付） 相手先国で許可等を受けている場合：許可証又は登録証等 相手先国で許可等を受けていない場合：許可を受けずに活動することができること（法規制がないこと）を、当該国若しくは日本における法律専門家が証明した書類		2
【取次機関（業務提携先企業）を利用する場合】		
① 相手先国の関係法令（職業安定法や労働関係法等（公用語））とその日本語訳（相手国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみで可）		2
② 相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（外国語で記載されている場合はその日本語訳も併せて添付） 相手先国で許可等を受けている場合：許可証又は登録証等 相手先国で許可等を受けていない場合：取次機関が許可を受けずに活動することができることを、当該国若しくは日本における法律専門家が証明した書類		2
③ 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書（外国語で記載されている場合はその日本語訳も併せて添付）		2
④ 取次機関に関する申告書 [通達様式第10号]	1	1
▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合がありますことをご了承ください。		
【提出期限】	○ 変更後10日以内	
【手数料】	○ なし	
【提出先】	○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局	